

日雇特例被保険者の方の保険料額(平成22年4月分～)

(単位:円)

標準賃金日額		賃金日額	保険料日額					
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合		
等級	日額		9.34% (平均保険料率)			10.84% (平均保険料率+介護保険料率)		
			全額	日雇特例被 保険者が負 担する額	事業主が負 担する額	全額	日雇特例被 保険者が負 担する額	事業主が負 担する額
第1級	3,000	円以上 円未満 ～ 3,500	360	140	220	420	160	260
第2級	4,400	3,500～5,000	530	205	325	610	235	375
第3級	5,750	5,000～6,500	690	265	425	810	310	500
第4級	7,250	6,500～8,000	870	335	535	1,020	390	630
第5級	8,750	8,000～9,500	1,060	405	655	1,230	470	760
第6級	10,750	9,500～12,000	1,310	500	810	1,520	580	940
第7級	13,250	12,000～14,500	1,610	615	995	1,870	715	1,155
第8級	15,750	14,500～17,000	1,920	735	1,185	2,220	850	1,370
第9級	18,250	17,000～19,500	2,220	850	1,370	2,580	985	1,595
第10級	21,250	19,500～23,000	2,590	990	1,600	3,010	1,150	1,860
第11級	24,750	23,000～	3,020	1,155	1,865	3,510	1,340	2,170

保険料日額(全額)の計算方法

…標準賃金日額×平均保険料率(9.34%)注1)

… の10円未満を切り捨てる

… ×31/100

… の10円未満を切り捨てる

… + = 保険料日額(全額)

日雇特例被保険者と事業主の負担額

×1/2 = 日雇特例被保険者負担額

×1/2 + = 事業主負担額

賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、平均保険料率(9.34%)注2)を乗じた額になります。

また、標準賞与額には、40万円の上限が定められています。

注1,2) 介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、医療に係る平均保険料率(9.34%)に介護保険料率(1.50%)が加わります。